

名古屋市水防計画の修正案について

—— 主な事項 ——

1 章及び構成の変更

平成 23 年 12 月 26 日付で国土交通省水管理・国土保全局防災課より「水防計画作成の手引き（都道府県版）、水防計画作成の手引き（水防管理団体版）」を参考とするよう通知を受けたので、下記の変更を行う。

- ① 国の「水防計画作成の手引き」に有り、平成 23 年度版名古屋市水防計画に記述の無いものを追記する。
- ② 国の「水防計画作成の手引き」に合わせ、構成を変更する。

P 1

2 水防従事者の安全確保の配慮

津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全確保を図ることの追記を行う。

P 2, 3

3 津波に関する水防警報の記載

平成 23 年 12 月 14 日の水防法改正により、津波に関する水防警報が発表されることになったため、追記を行う。

P 4, 5

4 通信連絡システムの追加

津波に関する水防警報の連絡システムや堀川口防潮水門の連絡システムの追加を行う。また、防潮壁陸閘の連絡システムを海岸線と新川を分けて記載を行う。

P 6, P 7

5 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

水防法第 15 条に関する内容の追記を行う。

P 7 ~ P 9

6 メールによる避難情報の提供

避難準備情報や避難勧告・指示の広報や伝達について追記を行う。

P 10, P 11

7 (資料編) 重要水防箇所の修正

庄内川や矢田川の河川改修工事の進捗等により、重要水防箇所から削除された区間、再点検実施調査により新たに選定された区間の修正を行う。

この結果、国管理河川の庄内川では340メートルの減少、矢田川では710メートルの減少。県管理河川は変更無しである。

〔	重要水防箇所対象河川	〕
	国管理河川 : 庄内川、矢田川	
	県管理河川 : 新川、天白川、香流川、福田川、八田川	

P 1 2

8 (資料編) [水門等の操作] 水防上重要な水閘門箇所

浸水対策として吉根樋門にフラップゲートが設置されたことや、津波対策として万場ポンプ所の樋門を動力ゲートに変更したため、その記載を行う。

P 1 3

9 (資料編) [水門等の操作] 防潮壁陸閘箇所の修正

高潮対策で設置されている防潮壁陸閘の操作責任者の変更を行う。

P 1 4

10 (資料編) [水防施設及び輸送] 建設資機材の修正

P 1 4

11 水防計画の付図の修正

平成23年9月20日の豪雨にて発生した浸水被害を、水防計画付図（名古屋市浸水実績図）に追加及び削除を行う。

P 1 5